

	<h2>35. 沿岸視察章</h2>	★ 考査員認定	
---	--------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 水路図誌(海図と水路書誌)の概要が読めること。	口述または記述	—
(2) 居住地を中心とする(あるいは任意に選んだ)沿岸6km にわたり、水路図誌を参考に、または土地の人々の協力を得て、次の事項を調べ、略図を添えて、簡単な報告書を提出すること。 ア 海岸線の大体の状況 イ 5ヒロ(約9.15m)以内の浅瀬線、岩礁(水深2m以下の暗岩及び洗岩など)の所在 ウ 潮流の方向、干満の差 エ 舟艇の安全な接岸点及び避難場所 オ 灯台の位置、名称、灯質、灯色、周期、光達距離、及び霧信号の種類 カ 浮標、灯浮標の種類、形、塗色及び設置位置と目的 キ 無線局の種類、位置、名称、電波の種類と周波数 ク 水難救済所の所在地、電話番号及び緊急通報の要領	報告書の提出	—
(3) 航行中の船舶及び水泳者などに潮流、岩礁、浅瀬の危険を通知する方法を知ること。	口述または記述	—
(4) 1時間沿岸を監視し、航行する船舶の種類、数量、航向、時間、旗旗及び当時の潮汐、風向などを記録し、報告すること。	報告書の提出	—
(5) 暴風警報、気象通報の標示を識別できること。	口述または記述	—
(6) 国際船舶救難信号について常識を有すること。	口述または記述	—